平成２４年（フ）第１４９号
静岡県沼津市青野206番地　ブルーシャンＡ106、前住所静岡県沼津市青野191番地の３エステートピアＪ＆ＫⅡ103号
債務者　小宮　博人
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
愛知県大府市共和町６丁目96番地
債務者　柴田建築・設計こと　柴田　淳史
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９号
愛知県豊田市上原町西山118番地　コーポ上豊田平屋３号、前住所愛知県豊田市岩滝町新田450番地86
債務者　平岩萬里恵こと　ヒライワ　モニカマリエ
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
高知市河ノ瀬町67番地１　改住42号
債務者　堀川　博文
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３号
大分県日田市天瀬町桜竹292番地１
債務者　川島　　大
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１４号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足267番地の２
債務者　小橋　岩雄
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第８５２号
神奈川県厚木市船子67番地３　103
債務者　川上　武蔵
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９１号
新潟市中央区姥ヶ山５丁目４番22号　コーポアイリス505号
債務者　相田　　太
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
石川県七尾市国分町オ部６番地３
債務者　村山　澄枝
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４８号
愛知県稲沢市松下２丁目12番15号　ベルトピア松下203号室、住民票上の住所名古屋市南区駈上２丁目３番２号
債務者　土方　孝恭
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９２号
兵庫県西宮市山口町船坂923番地２、前住所兵庫県西宮市名塩南台１丁目６番地５
債務者　高津満里子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９０号
香川県高松市香川町大野1913番地５
債務者　小倉　光治
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９１号
香川県高松市香川町大野1913番地５
債務者　小倉　康子（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５１号
長崎県諫早市早見町643番地、前住所鳥取県境港市誠道町218番地
債務者　浜﨑　陽子（旧姓平山・三橋）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目32番18号
債務者　田中　裕子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番１―601号
債務者　永井　久司
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３９号
兵庫県芦屋市山手町10番５―101号
債務者　池袋　　将
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３号
山口県宇部市寺の前町７番36号
債務者　野村　正美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
山口地方裁判所宇部支部